

浄化槽法の一部を改正する法律の 施行期日を定める政令について



浄化槽法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が令和元年 9 月 6 日に閣議決定され、9 月 11 日付で公布されました。

本政令により、浄化槽法の一部を改正する法律が、公布日に施行された浄化槽処理促進区域の指定にあたっての準備行為に係る規定を除き、令和 2 年 4 月 1 日付で施行されることとなります。

※浄化槽処理促進区域の指定にあたっての準備行為に係る規定とは

浄化槽法の一部を改正する法律(以下新法)の附則第三条の規定に関しては、附則第一条において新法公布の日から施行となっています。

これは、市町村が自然的経済的社会的諸条件からみて、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を浄化槽処理促進区域として指定することが出来、その指定にあたって都道府県知事と協議をすることが出来るということを示しています。

当社では、多くの排水項目の分析についても長年の実績があり、短納期・多検体での対応が可能です。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2019年9月6日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 荒木琢也